

告 示

埼玉県告示第千五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人所沢市民ネットワーク

三 代表者の氏名

酒井 智恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字荒幡三百三十七番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の郷土・歴史と文化を愛する各種分野のエキスパートが広く集い協力し、その技能や知識・経験を活かして多彩な事業を行うことにより市民に安心と快適を与え、「生まれてよかった 日本、住んで良かった 所沢市」と誰もが思えるような市民生活の向上に寄与することを目的とする。